

青森県報

第四千八百八十五号

平成二十八年
八月十二日
(金曜日)

目次

告 示

難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………	(保健衛生課) …… 一
難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………	(同) …… 一
難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定……………	(同) …… 一
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医師の主治として指定難病の診断を行う医療機関の所在地の変更の届出……………	(同) …… 二
特定行為業務の登録……………	(障害福祉課) …… 二
障害福祉サービス事業者の指定……………	(同) …… 二
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による一般相談支援事業者の指定……………	(同) …… 三
児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………	(同) …… 三
建設業者の許可の取消し……………	(西北地域 県民局) …… 三
右 同……………	(上北地域 県民局) …… 四

告 示

示

青森県告示第五百三十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十八年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
南部病院	三戸郡南部町大字沖田面字千刈三六の二	平成 二六・四・三〇

青森県告示第五百三十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成二十八年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
早稲田ケアサポート	弘前市大字早稲田四丁目七の九	平成 二七・一・一
南部病院	三戸郡南部町大字沖田面字千刈五二の二	二六・五・一
諏訪沢クリニク	青森市大字諏訪沢字丸山六六の一	二六・七・九

青森県告示第五百三十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一

名 称	指定一般相談支援事業者
所在地	主たる事務所の所在地
種類	地域相談支援の種類
名 称	一般相談支援事業を行う事業所
所在地	所在地
年月日	指 定 日

青森県知事 三 村 申 吾

平成二十八年八月十二日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の第十四第一項の規定により、次のとおり一般相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により公示する。

青森県告示第五百三十八号

社会福祉法人養正会	三戸郡階上町大字金山沢字道合三の四	短期入所	ガイレット田向	八戸市大字田向二二	"
特定非営利活動法人トリム	三戸郡階上町大字赤保内字大上二六の四〇	就労継続B型	カシオペア	八戸市大字糖塚字下道七の七三	"
有限会社スマユミックス	五所川原市中央一丁目八七	行動援護	五所川原市中央ステーション	五所川原市中央一丁目八七	"
有限会社スマユミックス	五所川原市中央一丁目八七	同行援護	五所川原市中央ステーション	五所川原市中央一丁目八七	"
株式会社EINCARJ	五所川原市字本町六	就労継続B型	就労継続支援A型POK	五所川原市字本町六	"
特定非営利活動法人つがる市木造増せ工房	つがる市木造増田一五の七	就労継続A型	特定非営利活動法人つがる市木造増せ工房	つがる市木造増田一五の七	平成 二六・八一

社会福祉法人六戸町社会福祉協議会	上北郡六戸町大字北瀬字柴山三の九	地域移行支援	六戸町社会福祉協議会相談支援事業所	上北郡六戸町大字北瀬字柴山三の九	平成 二六・八一
社会福祉法人六戸町社会福祉協議会	上北郡六戸町大字北瀬字柴山三の九	地域定着支援	六戸町社会福祉協議会相談支援事業所	上北郡六戸町大字北瀬字柴山三の九	"

青森県告示第五百三十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十八年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指 定 日
社会福祉法人人壽福祉会	放課後等デイサービス	青森市大字矢田前字弥生田四七	平成 二六・八一
青森市大字矢田前字弥生田四七	放課後等デイサービス	青森市けやき二丁目一の七	平成 二六・八一

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 松山電気
- 二 氏名 松山 眞一
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字中野字種元八九の五
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二八)第一〇二二九号
- 五 取消年月日 平成二十八年七月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 吉田建築株式会社
- 二 代表者の氏名 吉田 隆一
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市前平二丁目一〇の四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二七)第五〇〇五九九号
- 五 取消年月日 平成二十八年七月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭